大阪市規則第55号

単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する 規則

単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成18年大阪市規則第160号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下「対象規定」という。)をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第4条 条例第6条第1項の規定の適用を受	第4条 [同左]
ける職員の期末手当の額は、次の各号に掲	
げる職員の区分に応じ、当該各号に定める	
額に、基準日以前6箇月の期間のうち、職	
員としての引き続いた在職期間(万博推進	
局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の	
取扱いに関する条例(令和3年大阪市条例	
第59号)に規定する特定職員又は大阪港湾	
局の職員の給与及び通勤に係る費用弁償の	
取扱いに関する条例(令和2年大阪市条例	
第24号)に規定する特定職員(以下これら	
を「特定職員」という。) としての引き続い	
た在職期間を除く。以下「調査対象期間」	
という。) における実勤務日数 (所定の勤務	
日の日数から欠勤等の日数を減じた日数を	
いう。以下同じ。)の区分(第2号に掲げる	
職員にあっては、1週間当たりの所定の勤	
務日の日数ごとに設ける調査対象期間にお	

- ける実勤務日数の区分)に応じ別表第1(第 2号に掲げる職員にあっては、別表第2) に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 法第22条の4第3項に規定する定年前 再任用短時間勤務職員(以下「定年前再 任用短時間勤務職員」という。)以外の職 員 期末手当基礎額に100分の122.5を乗 じて得た額
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 期末手 当基礎額に100分の68.75を乗じて得た額「2・3 略]
- 4 基準日以前6箇月の期間において、次の各号に掲げる者(特定職員を除く。)から引き続いて職員となった者の当該各号に掲げる者としての引き続いた在職期間(特定職員としての引き続いた在職期間を除く。)は、調査対象期間とみなす。
 - 「(1) 略]
 - (2) 一般職の非常勤の職員の給与及び費用 弁償に関する条例(平成31年大阪市条例 第25号。以下「非常勤職員条例」という。) 第1条に規定する会計年度任用職員(以 下「会計年度任用職員」という。)(非常 勤職員条例第9条第2項、会計年度任用 職員の給与及び費用弁償に関する規則 (令和元年大阪市規則第27号)第11条第 7項又は教育委員会所管の学校の会計年 度任用職員の給与及び費用弁償に関する 規則(令和元年大阪市規則第28号)第11 条第7項の規定により<u>期末手当及び勤勉</u> 手当の支給を受ける者に限る。次項にお

- (1) 法第22条の4第3項に規定する定年前 再任用短時間勤務職員(以下「定年前再 任用短時間勤務職員」という。)以外の職 員 期末手当基礎額に100分の125を乗じ て得た額
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 期末手 当基礎額に100分の70を乗じて得た額
- [2·3 同左]
- [4 同左]

- 「(1) 同左]
- (2) 一般職の非常勤の職員の給与及び費用 弁償に関する条例(平成31年大阪市条例 第25号。以下「非常勤職員条例」という。) 第1条に規定する会計年度任用職員(以 下「会計年度任用職員」という。)(非常 勤職員条例第9条第2項、会計年度任用 職員の給与及び費用弁償に関する規則 (令和元年大阪市規則第27号)第11条第 7項又は教育委員会所管の学校の会計年 度任用職員の給与及び費用弁償に関する 規則(令和元年大阪市規則第28号)第11 条第7項の規定により<u>期末手当</u>の支給を 受ける者に限る。次項において同じ。)

いて同じ。)

[(3) 略]

5 第1項の場合において、基準日以前6箇 月の期間において会計年度任用職員(非常 勤職員条例第3条第1項に規定する会計年 度任用短時間勤務職員に限る。)として勤務 していた期間(以下「会計年度任用短時間 勤務の期間」という。) がある職員について は、会計年度任用短時間勤務の期間におい て当該職員と勤務箇所等が同一であった常 勤の職員の所定の勤務日を会計年度任用短 時間勤務の期間における所定の勤務日と、 会計年度任用短時間勤務の期間(次項各号 に掲げる事由により勤務しなかった日を除 く。以下この項において同じ。) における当 該常勤の職員の所定の勤務時間から会計年 度任用短時間勤務の期間がある職員の所定 の勤務時間を減じて得た時間を7時間45分 で除して得た数(1未満の端数があるとき は、これを切り捨てる。) に相当する日数を 会計年度任用短時間勤務の期間における欠 勤等の日数とそれぞれみなして、実勤務日 数を算定し、別表第1及び別表第2の規定 を適用する。

 $[6 \sim 9$ 略]

- 10 前各項の規定にかかわらず、調査対象期間において次の各号に掲げる事由がある職員の期末手当の額については、前各項の規定により算定される額から当該各号に掲げる額を減ずることができる。
 - (1) 法第29条の規定による懲戒処分(免職

[(3) 同左]

5 第1項の場合において、基準日以前6箇 月の期間において会計年度任用職員(非常 勤職員条例第3条第1項に規定する会計年 度任用短時間勤務職員に限る。)として勤務 していた期間がある職員(以下「会計年度 任用短時間勤務の期間がある職員」とい う。) については、当該期間において会計年 度任用短時間勤務の期間がある職員と勤務 箇所等が同一であった常勤の職員の所定の 勤務日を当該期間における所定の勤務日 と、当該期間(次項各号に掲げる事由によ り勤務しなかった日を除く。以下この項に おいて同じ。) における当該常勤の職員の所 定の勤務時間から会計年度任用短時間勤務 の期間がある職員の所定の勤務時間を減じ て得た時間を7時間45分で除して得た数 (1未満の端数があるときは、これを切り 捨てる。) に相当する日数を当該期間におけ る欠勤等の日数とそれぞれみなして、実勤 務日数を算定し、別表第1及び別表第2の 規定を適用する。

[6~9 同左]

10 [同左]

(1) 法第29条の規定による懲戒処分(免職

を除く。)を受けたこと 勤勉手当基礎額 に100分の70の範囲内で処分の内容を勘 案して総務局長が定める割合を乗じて得 た額から次条第10項において準用するこの号の規定の適用がないものとして同条 の規定により算定される額 (以下「減額前の勤勉手当支給額」という。)を減じた額 (その額が0以下になる場合にあっては、0)

[(2) 略]

(勤勉手当)

第5条 「略]

[2·3 略]

4 第1項の場合において、基準日以前6箇 月の期間において会計年度任用短時間勤務 の期間がある職員については、会計年度任 用短時間勤務の期間において当該職員と勤 務箇所等が同一であった常勤の職員の所定 の勤務日を会計年度任用短時間勤務の期間 における所定の勤務日と、会計年度任用短 時間勤務の期間(前条第6項各号に掲げる 事由により勤務しなかった日を除く。以下 この項において同じ。)における当該常勤の 職員の所定の勤務時間から会計年度任用短 時間勤務の期間がある職員の所定の勤務時 間を減じて得た時間を7時間45分で除して 得た数(1未満の端数があるときは、これ を切り捨てる。) に相当する日数を会計年度 任用短時間勤務の期間における欠勤等の日 数とそれぞれみなして、別表第4及び別表 <u>第5の規定を適用する。</u>

を除く。)を受けたこと 勤勉手当基礎額 に100分の70の範囲内で処分の内容を勘 案して総務局長が定める割合を乗じて得 た額から次条第9項において準用するこの号の規定の適用がないものとして同条の規定により算定される額(以下「減額前の勤勉手当支給額」という。)を減じた額(その額が0以下になる場合にあっては、0)

[(2) 同左]

(勤勉手当)

第5条 [同左]

[2・3 同左]

「新設]

月の期間において職員となった者について は、その者が基準日以前6箇月の全期間を 引き続き在職したとみなした場合の当該期 間のうち調査対象期間以外の期間における 所定の勤務日の日数(任期付短時間勤務職 員にあっては、当該期間における勤務箇所 等同一常勤職員の所定の勤務日の日数)を 欠勤等の日数とみなして、別表第4及び別 表第5の規定を適用する。

<u>6</u>∼<u>8</u> [略]

- 9 第6項又は第7項の規定による割合によ り算定した条例第6条第1項に定める職員 に対して支給する勤勉手当の額の総額が次 の各号に定める額の総額の合計額を超える こととなる場合には、第1項第1号又は第 2号の職員の勤務成績による割合につい て、必要な調整を行うものとする。
 - (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職 員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職 員がそれぞれその基準日現在において受 けるべき扶養手当の月額及びこれに対す る地域手当の月額を加算した額に100分 の102.5を乗じて得た額
 - (2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該職 員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗 じて得た額

10 [略]

別表第6(第5条関係)

5 第1項の場合において、基準日以前6箇 4 第1項の場合において、基準日以前6箇 月の期間において職員となった者について は、その者が基準日以前6箇月の全期間を 引き続き在職したとみなした場合の当該期 間のうち調査対象期間(前条第4項第2号 の規定により調査対象期間とみなされた期 間を除く。) 以外の期間における所定の勤務 日の日数(任期付短時間勤務職員にあって は、当該期間における勤務箇所等同一常勤 職員の所定の勤務日の日数) を欠勤等の日 数とみなして、別表第4及び別表第5の規 定を適用する。

<u>5~7</u> [同左]

- 8 第5項又は第6項の規定による割合によ り算定した条例第6条第1項に定める職員 に対して支給する勤勉手当の額の総額が次 の各号に定める額の総額の合計額を超える こととなる場合には、第1項第1号又は第 2号の職員の勤務成績による割合につい て、必要な調整を行うものとする。
 - (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職 員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職 員がそれぞれその基準日現在において受 けるべき扶養手当の月額及びこれに対す る地域手当の月額を加算した額に100分 の105を乗じて得た額
 - (2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該職 員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じ て得た額

9 [同左]

別表第6(第5条関係)

勤務成績による割合表

「表 別紙2 挿入]

イ 消防局職員の勤務成績による割合表

「表 別紙4 挿入]

ウ 学校職員の勤務成績による割合表

[表 別紙6 挿入]

[備考略]

別表第7(第5条関係)

ア 消防局職員及び学校職員以外の職員の 勤務成績による割合表

[表 別紙8 挿入]

イ 消防局職員の勤務成績による割合表

「表 別紙10 挿入]

ウ 学校職員の勤務成績による割合表

[表 別紙12 挿入]

[備考略]

ア 消防局職員及び学校職員以外の職員の ア 消防局職員及び学校職員以外の職員の 勤務成績による割合表

「表 別紙1 挿入]

イ 消防局職員の勤務成績による割合表

「表 別紙3 挿入]

ウ 学校職員の勤務成績による割合表

[表 別紙5 挿入]

[備考 同左]

別表第7(第5条関係)

ア 消防局職員及び学校職員以外の職員の 勤務成績による割合表

[表 別紙7 挿入]

イ 消防局職員の勤務成績による割合表

「表 別紙9 挿入]

ウ 学校職員の勤務成績による割合表

[表 別紙11 挿入]

[備考 同左]

備考 表中及び表中に挿入される別紙の「]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記 部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

[別表第6アの表 別紙1]

相対評価区分職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職	<u>100分の124.2</u>	<u>100分の116.7</u>	<u>100分の107.1</u>	<u>100分の98.8</u>	<u>100分の97.5、100</u>
員又は1級の職員					<u>分の93.8</u> 又は <u>100</u>
					<u>分の90</u> のうちか
					ら人事評価等に
					基づく支給区分
					に応じて総務局
					長が定める割合

[別表第6アの表 別紙2]

相対評価区分職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職	<u>100分の114.9</u>	<u>100分の110.6</u>	<u>100分の104.4</u>	<u>100分の96.3</u>	<u>100分の91.3</u> 又は
員又は1級の職員					<u>100分の87.5</u> のう
					ちから人事評価
					等に基づく支給
					区分に応じて総
					務局長が定める
					割合

[別表第6イの表 別紙3]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職員又は1級	<u>100分の124.2</u>	<u>100分の116.7</u>	<u>100分の107.1</u>	<u>100分の98.8</u>	<u>100分の97.5</u> 、
の職員					100分の93.8又
					は <u>100分の90</u> の
					うちから勤務
					成績等に基づ
					く支給区分に
					応じて総務局
					長が定める割
					合

[別表第6イの表 別紙4]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職員又は1級	<u>100分の114.9</u>	<u>100分の110.6</u>	<u>100分の104.4</u>	<u>100分の96.3</u>	<u>100分の95、100</u>
の職員					<u>分の91.3</u> 又は
					<u>100分の87.5</u> の
					うちから勤務
					成績等に基づ
					く支給区分に
					応じて総務局
					長が定める割
					合

[別表第6ウの表 別紙5]

相対評価区分職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職	<u>100分の121.6</u>	<u>100分の115.1</u>	<u>100分の106.8</u>	<u>100分の98.8</u>	<u>100分の97.5、100</u>
員又は1級の職員					<u>分の93.8</u> 又は <u>100</u>
					<u>分の90</u> のうちか
					ら人事評価等に
					基づく支給区分
					に応じて総務局
					長が定める割合

[別表第6ウの表 別紙6]

相対評価区分職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職	<u>100分の113.1</u>	<u>100分の109.4</u>	<u>100分の104.1</u>	<u>100分の96.3</u>	<u>100分の91.3</u> 又は
員又は1級の職員					<u>100分の87.5</u> のう
					ちから人事評価
					等に基づく支給
					区分に応じて総
					務局長が定める
					割合

[別表第7アの表 別紙7]

相対評価区分職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職	<u>100分の52.8</u>	<u>100分の51.4</u>	<u>100分の50</u>	<u>100分の47.3</u>	<u>100分の46.7、100</u>
員又は1級の職員					<u>分の45.9</u> 又は <u>100</u>
					<u>分の45.1</u> のうち
					から人事評価等
					に基づく支給区
					分に応じて総務
					局長が定める割
					合

[別表第7アの表 別紙8]

相対評価区分職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職	<u>100分の49.15</u>	<u>100分の48.95</u>	100分の48.75	100分の46.05	100分の44.65又
員又は1級の職員					は <u>100分の43.85</u>
					のうちから人事
					評価等に基づく
					支給区分に応じ
					て総務局長が定
					める割合

[別表第7イの表 別紙9]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職員又は1級	<u>100分の52.8</u>	<u>100分の51.4</u>	<u>100分の50</u>	<u>100分の47.3</u>	<u>100分の46.7</u> 、
の職員					<u>100分の45.9</u> 又
					は <u>100分の45.1</u>
					のうちから勤
					務成績等に基
					づく支給区分
					に応じて総務
					局長が定める
					割合

[別表第7イの表 別紙10]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職員又は1級	<u>100分の49.15</u>	<u>100分の48.95</u>	<u>100分の48.75</u>	<u>100分の46.05</u>	<u>100分の45.45</u> 、
の職員					100分の44.65
					又は <u>100分の</u>
					<u>43.85</u> のうちか
					ら勤務成績等
					に基づく支給
					区分に応じて
					総務局長が定
					める割合

[別表第7ウの表 別紙11]

相対評価区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
職員の区分	第1 区刀	第 2 区 力	労り 囚力	州4 区刀	第 5 区力
3級の職員、2級の職	<u>100分の51.4</u>	<u>100分の50.7</u>	<u>100分の50</u>	<u>100分の47.3</u>	<u>100分の46.7、100</u>
員又は1級の職員					<u>分の45.9</u> 又は <u>100</u>
					<u>分の45.1</u> のうち
					から人事評価等
					に基づく支給区
					分に応じて総務
					局長が定める割
					合

[別表第7ウの表 別紙 12]

相対評価区分職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
3級の職員、2級の職	<u>100分の49.15</u>	<u>100分の48.95</u>	<u>100分の48.75</u>	<u>100分の46.05</u>	100分の44.65又
員又は1級の職員					は <u>100分の43.85</u>
					のうちから人事
					評価等に基づく
					支給区分に応じ
					て総務局長が定
					める割合